クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十七号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

改正する。 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百三十六号) の一部を次のように

止の場合は次条に規定する確認証を添付して行わなければならない」に改める。 による届出書に、構造設備の変更の場合は当該変更に係る関係図面を、 わなければならない」に改め、同条第三項中「別記様式第三号による」を「別記様式第三号 第二号による」を「別記様式第二号による届出書に車両保管場所付近の見取図を添付して行 見取図及び施設平面図を添付して行わなければならない」に改め、同条第二項中「別記様式 第三条第一項中「別記様式第一号による」を「別記様式第一号による届出書に施設付近の クリーニング所の廃

第六条に次の一項を加える。

- 前項の受験願書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であることを証
- 明する書類 前号の書類に記載されている氏名に変更がある場合は、 戸籍謄本又は抄本

号による」を「別記様式第十一号による申請書に戸籍謄本又は抄本を添付して行わなければ ならない」に改める。 第十一条中「第八条第一項」を「第八条」に、「申請書」を「申請」に、 「別記様式第十一

別記様式第一号表 中 「怪人にあつては、 所在地, 名称及 び代表者の氏名 主北 る事務所の

法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

に改め、 同様式 (表) の注3中 「登記簿の謄本」

電話番号

を

クリーニング所の概要

ひした	并	から	件 溢		備					型					治								構		
犯補物果配符品	? <i>hb</i> m4#	E1227T	连温 多	7	头	脱			洗			Ĥ	乾				2	ř				区分	承	₩	建
	 哲 公	1 1	经经外	ロイ	7	¥			繙			F	痲				<u> </u>	-)整理	渡		
711	铝	711	岩	′	1	蒸			蒸			敲	掘					古				理場	掘	弁	極
孙	#	処	#					-	T,		水	面	面	浄	壁		渔	汚	7	#	面	厘	面	, ri	9
曲	処	出	処						発イルご		洗機				펧	粟	华	$\not\succ$	排	华					
済	理	祬	型					X	绿		滋			Ŕ	板 (板 (O) 15	水溝					固	構
用	用	用	用							闽					の高	の有		放 流	の有						
										用		積	積	槽	14 124	浦	質	先	無軍	質	積	積	積	積	治
				卟	卟	마																			
														在		在	K	>	在	K					
				1 2	薬品格納施設	乾											不浸透性材料	公共下水道		不浸透性材料					治
				レス	格納	蘇											性材料	水道		性材料					_
				、機	施設	機	마	마	마	数	_1						李			李					階建
											卟														(<i>7</i> J)
] 有] 有] 有	#				淮		淮	藁	ψ	淮	巡					1
囼	固	固	亩					_,	_,	排液処理装置		m	m		c m		浸透性材料	その他		浸透性材料	m	m	m	m^{2}	
										新斯尔		2	2				女 数	$\overline{}$		材料	2	2	2	2	ング所部分
							浦	浦	浦	置															4
				卟	卟	卟												$\overline{}$							(智

別記様式第二号中 所在地, 名称及び代表者の氏名 法人にあつては, 主たる事務所の を

所在地, 法人にあつては, 電話番号 名称及び代表者の氏名 主たる事務所の に、

「添付書類 車両保管場所付近の見取図

業務用車両の車検証

車両内の(洗濯物の収納箇所)

他にクリーニング所を開設し, 又は無店舗取次店を営んでいるときは, 当該」

の見取図

を

「添付書類 1 車両保管場所付近の見取図

車両内の(洗濯物の収納箇所)の見取図

に改め、 同様式の注3中「兇討簿の膷林」 ω 他にクリーニング所を開設し, 又は無店舗取次店を営んでいるときは, 一落河

騰本」を「強記事項証明書」に改める。 別記様式第三号の注2中「代表者」を「主たる事務所の所在地及び名称」に、 「登記簿の

別記様式第五号中 「登記簿の謄本」を 「登記事項証明書」に改める。

別記様式第八号中 「生年月日

を

「生年月日

耳 Ш

侢 正 Ш

電話番号

に、

本又は戸籍記載事項証明書 現在の氏名と3の証明書類の氏名とが異なる場合は, 戸籍謄本若しくは抄 を

4 3の証明書類に記載されている氏名に変更がある場合は、 戸籍謄本又は抄本」に、

\otimes						
める。	严)	剣	(余	薰	拿	EK
						*
L	_					
			7	を		
	r					
	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	<u></u>	>	₫
	· 四				健	
						(余
						(余
						(余
						(余
						(余

に

改

別記様式第九号中 「生年月日

Ш に、

侢

田

Ш

を

電話番号

「生年月日

併 田

ŊIJ ーニング師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

を

子続 青	の他の毛	た申請そ	て行っ 別によ	なす。の他の手続は、改正後のクリーニング業法施行細則によって行った申請その他の手続との他の手続は、改正後のクリーニング業法施行細則によって行われている申請経過措置)	ニングリ	のクリー前	改の際現	子続は、行り、行り、	みなす。 (経過措置) その他の手続は、	
					する。	公布の日から施行する。	布 の 日	は、	この規則は、(施行期日)	1
		る。	に改める。	戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書」 戸籍謄本又は抄本	· 文は戸	くは抄本	戸籍謄本若しくは 戸籍謄本又は抄本	戸籍謄	益 益	」 「 茶 茶
					に、	Ш	年月		「生年月日 電話番号	
			J	年 月 日」を		「生年月日		^界 十一号	別記様式第十一号中改める。	改別め
_ 	Ш	月	年		Ш	年月	じた	が生	事実	
-	Ш	Д	年		ш	月	年	許	免	\neg
を	Ш	月	併		Ш	月	并	苹	免	_
					こに、	月日	年		「生年月日」 電話番号	「4
		්	に改める。	年月日」を		抄本	戸籍謄本又は抄本 十��丑 「生年月日	用番澤	別記様式第十号中別記様式第十号中	四 公
			を	戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書」や	KZ/JF	くは歩す	本権し	戸籍謄	「添付書類	「 ※
	_				名)	府 県 ′	都道	本(本籍	
に、	容	クリーニング師試験合格	ニング	クリー	日実施	Л	年			
		9 7 0	 	/ 乀, 因所自想也啊么	7/5	F	田はマンシロ	1		